

# 宇佐市地域防災計画

---

## 地震・津波対策編

令和6年3月

宇佐市防災会議



# 第 1 部 災害予防

<b>第 1 章</b>	<b>災害予防の基本方針等</b>	<b>3</b>
第 1 節	災害予防の基本的な考え方	5
第 2 節	災害予防の体系	7
<b>第 2 章</b>	<b>災害に強いまちづくり</b>	<b>9</b>
第 1 節	被害の未然防止事業	11
第 2 節	災害危険区域の対策	16
第 3 節	防災施設の災害予防管理	17
第 4 節	都市・地域の防災環境整備	18
第 5 節	建築物等の安全性の確保	22
第 6 節	公共施設等の災害予防	24
第 7 節	特殊災害の予防	26
第 8 節	地震防災緊急事業 5 箇年計画の連携協力	29
第 9 節	防災調査研究の推進	30
第 10 節	社会資本の老朽化対策	30
<b>第 3 章</b>	<b>災害に強い人づくり</b>	<b>31</b>
第 1 節	自主防災組織	35
第 2 節	防災訓練	40
第 3 節	防災教育	42
第 4 節	消防団・ボランティアの育成、強化	44
第 5 節	要配慮者の安全確保	45
第 6 節	帰宅困難者の安全確保	46
第 7 節	市民運動の展開	46

<b>第4章</b>	<b>迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置</b>	<b>47</b>
第1節	初動体制の強化	49
第2節	活動体制の確立	53
第3節	津波からの避難に関する事前の対策	56
第4節	個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための 事前措置の充実	60
第5節	救助物資の備蓄	61

## 第2部 災害応急対策

<b>第1章</b>	<b>災害応急対策の基本方針等</b>	<b>65</b>
第1節	災害応急対策の基本方針	67
第2節	市民に期待する行動	67
第3節	災害応急対策の体系	68
<b>第2章</b>	<b>活動体制の確立</b>	<b>69</b>
第1節	組織	71
第2節	動員配備	78
第3節	通信連絡手段の確保	82
第4節	気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び 関係機関への伝達	83
第5節	災害情報・被害情報の収集・伝達	89
第6節	災害救助法の適用及び運用	92
第7節	県への応援要請	92
第8節	広域的な応援要請	92
第9節	自衛隊への災害派遣要請	92
第10節	他機関に対する応援要請	93
第11節	技術者、技能者及び労働者の確保	93
第12節	ボランティアとの連携	93
第13節	帰宅困難者対策	93
第14節	応急用・復旧用物資及び資機材調達供給	94

第 15 節	交通確保・輸送対策	94
第 16 節	障害物の除去	94
第 17 節	広報活動・災害記録活動	94
<b>第 3 章</b>	<b>生命・財産への被害を最小限とするための活動</b>	<b>95</b>
第 1 節	地震・津波に関する情報の住民への伝達等	97
第 2 節	地震・津波に関する避難の指示等及び誘導	99
第 3 節	津波からの避難	104
第 4 節	救出救助	108
第 5 節	救急医療活動	110
第 6 節	消防活動	110
第 7 節	二次災害の防止活動	110
<b>第 4 章</b>	<b>被災者の保護・救援ための活動</b>	<b>111</b>
第 1 節	避難所運営活動	113
第 2 節	要配慮者(避難行動要支援者)対策	113
第 3 節	避難所外被災者の支援	113
第 4 節	食料供給	113
第 5 節	給水	113
第 6 節	被服寝具その他生活必需品給与	114
第 7 節	医療活動	114
第 8 節	保健衛生活動	114
第 9 節	災害廃棄物・し尿・生活ごみの処理	114
第 10 節	行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬	114
第 11 節	住宅の供給確保等	115
第 12 節	文教対策	115
第 13 節	社会秩序の維持・物価の安定等	115
第 14 節	義援物資の取扱い	115
第 15 節	被災動物対策	115

<b>第5章</b>	<b>社会基盤の応急対策</b> ……………	117
第1節	電気、上・下水道、電話の応急対策……………	119
第2節	道路、河川、都市公園、漁港、鉄道の応急対策……………	119

## 第3部 災害復旧・復興

<b>第1章</b>	<b>災害復旧・復興の基本方針</b> ……………	123
------------	---------------------------	-----

<b>第2章</b>	<b>公共土木施設等の災害復旧</b> ……………	125
------------	---------------------------	-----

第1節	災害復旧事業の施行の基本方針……………	127
第2節	公共土木施設災害復旧事業の推進……………	127
第3節	農林水産業施設災害復旧事業の促進……………	127
第4節	上水道、簡易水道施設災害復旧事業の推進……………	127
第5節	その他の災害復旧事業の推進……………	127

<b>第3章</b>	<b>被災者・被災事業者の自立支援体制の確立</b> ……………	129
------------	----------------------------------	-----

第1節	市民サポートセンター（仮称）の設置……………	131
第2節	り災証明書の発行……………	131
第3節	被災者台帳の整備及び情報提供……………	131

<b>第4章</b>	<b>被災者支援に関する各種制度の概要</b> ……………	133
------------	-------------------------------	-----

第1節	経済・生活面の支援……………	135
第2節	住まいの確保・再建のための支援……………	135
第3節	農林漁業・中小企業・自営業への支援……………	135

<b>第5章</b>	<b>激甚災害の指定</b> ……………	137
------------	----------------------	-----

第1節	激甚災害指定の手続き……………	139
第2節	特別財政援助……………	139

## 第4部 南海トラフ地震防災対策推進計画

<u>第1章 総則</u> .....	143
第1節 推進計画の目的 .....	145
第2節 本市の位置づけ .....	145
第3節 防災関係機関が地震・津波発生時の災害応急 対策として行う事務又は業務の大綱 .....	145
<u>第2章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び       迅速な救助</u> .....	147
第1節 津波からの防護のための施設の整備等 .....	149
第2節 津波に関する情報の伝達等 .....	149
第3節 津波対策等 .....	150
第4節 消防機関等の活動 .....	150
第5節 水道、電気、通信、放送各事業者の対応 .....	151
第6節 交通対策 .....	152
第7節 市が自ら管理又は運営する施設に関する対策 .....	152
第8節 迅速な救助 .....	154
<u>第3章 時間差発生時における円滑な避難の確保等</u> .....	155
第1節 概要 .....	157
第2節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合に おける災害応急対策に係る措置 .....	160
第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された 場合における災害応急対策に係る措置 .....	161
第4節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された 場合における災害応急対策に係る措置 .....	165
<u>第4章 関係者との連携協力の確保</u> .....	167
第1節 資機材、人員等の配備手配 .....	169
第2節 他機関に対する応援要請 .....	170

第3節	帰宅困難者への対応	170
第5章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	171
第1節	災害発生時の被害軽減計画	173
第2節	地震防災対策及び災害発生後の応急対策計画	173
第6章	防災訓練	175
第7章	地震防災上必要な教育及び広報	177





# 宇佐市地域防災計画 地震・津波対策編 項目別担当班

章・節	項目	頁	本部 対策班	市民生活 対策班	福祉保健 対策班	経済 対策班	建設 対策班	教育 対策班	消防 対策班	両支所 対策班
	第4節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実	60	○	○	○	○	○	○	○	○
	第5節 救助物資の備蓄	61	○			○				○

## 第2部 災害応急対策

章・節	項目	頁	本部 対策班	市民生活 対策班	福祉保健 対策班	経済 対策班	建設 対策班	教育 対策班	消防 対策班	両支所 対策班
第1章 災害応急対策の基本方針等	第1節 災害応急対策の基本方針	67	○	○	○	○	○	○	○	○
	第2節 市民に期待する活動	67	○	○	○	○	○	○	○	○
	第3節 災害応急計画の体系	68	○	○	○	○	○	○	○	○
第2章 活動体制の確立	第1節 組織	71	○	○	○	○	○	○	○	○
	第2節 動員配備	78	○	○	○	○	○	○	○	○
	第3節 通信連絡手段の確保	82	○				○		○	○
	第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達	83	○				○		○	○
	第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達	89	○	○	○	○	○	○	○	○
	第6節 災害救助法の適用及び運用	92			○					
	第7節 県への応援要請	92	○							
	第8節 広域的な応援要請	92	○							
	第9節 自衛隊への災害派遣要請	92	○							
	第10節 他機関に対する応援要請	93	○							
	第11節 技術者・技能者及び労働者の確保	93	○							
	第12節 ボランティアとの連携	93			○					
	第13節 帰宅困難者対策	93			○					
	第14節 応急用・復旧用物資及び資機材調達供給	94	○							

# 宇佐市地域防災計画 地震・津波対策編 項目別担当班

章・節		項目	頁	本部 対策班	市民 生活対策班	福祉 保健対策班	経済 対策班	建設 対策班	教育 対策班	消防 対策班	両支 所対策班
	第15節	交通確保・輸送対策	94	○				○		○	
	第16節	障害物の除去	94					○			
	第17節	広報活動・災害記録活動	94	○							
第3章 生命・財産への被害 を最小限とするための 活動	第1節	地震・津波に関する情報の住民への伝達等	97	○							○
	第2節	地震・津波に関する避難の指示等及び誘導	99	○	○	○	○	○	○	○	○
	第3節	津波からの避難	104	○	○	○	○	○	○	○	○
	第4節	救出救助	108			○				○	
	第5節	救急医療活動	110			○				○	
	第6節	消防活動	110	○						○	
	第7節	二次災害の防止活動	110	○	○	○	○	○	○	○	○
第4章 被災者の保護・救援 のための活動	第1節	避難所運営活動	113		○				○		○
	第2節	要配慮者(避難行動要支援者)対策	113	○		○				○	
	第3節	避難所外被災者の支援	113		○	○					
	第4節	食料供給	113				○				
	第5節	給水	113					○			
	第6節	被服寝具その他生活必需品給与	114				○				
	第7節	医療活動	114			○					
	第8節	保健衛生活動	114			○					
	第9節	災害廃棄物・し尿・生活ごみの処理	114		○						
	第10節	行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬	114	○	○	○					○
	第11節	住宅の供給確保	115		○			○			
	第12節	文教対策	115						○		
	第13節	社会秩序の維持・物価の安定等	115	○							

## 宇佐市地域防災計画 地震・津波対策編 項目別担当班

章・節		項目	頁	本部 対策班	市民生活 対策班	福祉保健 対策班	経済 対策班	建設 対策班	教育 対策班	消防 対策班	両支所 対策班
	第14節	義援物資の取扱	115	○							
	第15節	被災動物対策	115		○						○
第5章 社会基盤の 応急対策	第1節	電気・上下水道・電話の 応急対策	119					○			
	第2節	道路・河川・都市公園・漁港・ 鉄道の応急対策	119					○			

### 第3部 災害復旧・復興

章・節		項目	頁	本部 対策班	市民生活 対策班	福祉保健 対策班	経済 対策班	建設 対策班	教育 対策班	消防 対策班	両支所 対策班
第1章 災害復旧・復興の 基本方針			123	○	○	○	○	○	○	○	○
第2章 公共土木等の 災害復旧	第1節	災害復旧事業の施行の 基本方針	127	○	○	○	○	○	○	○	○
	第2節	公共土木施設災害復旧 事業の推進	127	○			○	○			
	第3節	農林水産業施設災害復 旧事業の促進	127	○			○				
	第4節	上水道、簡易水道施設 災害復旧事業の推進	127	○				○			
	第5節	その他の災害復旧事業 の推進	127	○				○	○		
第3章 被災者・被災事業者 の自立支援体制の 確立	第1節	市民サポートセンター （仮称）の設置	131		○	○					
	第2節	り災証明書の発行	131		○						
	第3節	被災者台帳の整備及び 情報提供	131		○	○					
第4章 被災者支援に関する 各種制度の概要	第1節	経済・生活面の支援	135	○	○	○			○		
	第2節	住まいの確保・再建の ための支援	135		○	○		○			
	第3節	農林漁業・中小企業・ 自営業への支援	135				○				
第5章 激甚災害の指定	第1節	激甚災害指定の手続き	139	○		○	○	○	○		
	第2節	特別財政援助	139	○		○	○	○	○		



## 宇佐市地域防災計画 地震・津波対策編 項目別担当班

章・節		項目	頁	本部 対策班	市民生活 対策班	福祉保健 対策班	経済 対策班	建設 対策班	教育 対策班	消防 対策班	両支所 対策班
地震防災上緊急に 整備すべき施設等の 整備	第2節	地震防災対策及び災害発生後の応急 対策計画	173	○				○			
第6章 防災訓練			175	○	○	○	○	○	○	○	○
第7章 地震防災上必要な教育及 び広報			177	○					○		